

「私たちの消費生活」 消費者トラブルとその対策

by こうもと法律事務所

中学校2年 家庭科（1時間）

（※この案を元に講師との打ち合わせを行ってください、プログラム案を変更することは可能です。）

授業のねらい

- 中学生に関わりの深い消費者トラブル事例を取り上げて、その解決方法や未然に防ぐ方法を考えたり工夫したりすることができる。
- クーリング・オフ制度を利用する際の契約解除通知書の書き方や消費者トラブルに巻き込まれた際の相談機関について理解することができる。

本プログラムに対する企業の思い

○こうもと法律事務所（弁護士 河本 泰政 氏）

子どもたちは、今後、自由に使えるお金が増え、使い道も自分の判断で決められるようになります。そこには様々な消費者トラブルが存在し、知らず知らずのうちに被害者や加害者になってしまっていたというケースもあります。それらの危険について、具体的な事例を知るだけでなく、加害者の思惑や被害者の心理面等にも目を向けていくことで、未然に防ぐための方策について、より深く考えていくことができます。そして、トラブルに巻き込まれた後の対処法や、相談にのってくれる機関や人々についても知ってもらうことで、みなさんの周りには味方がたくさんいるということを感じてもらえたらと思います。



専門家からのアドバイス

○岡山大学 学術研究院社会文化科学学域 東條 光彦 先生

消費者トラブルに遭遇する学生の多くは、インターネットを介して巻き込まれています。悪質商法を行う事業者は、様々な手口で子どもたちの隙を見つけて入り込んできます。悪質商法を行う事業者がどのような隙を突いてくるのかを、具体的な事例や心理学の面から学ぶことで対策を考えることができればと思っています。また、トラブルが生じた場合、どのような人へ相談し、どのような対処をしたら良いのかを知ることで、相談することは恥ずかしいことではなく、被害を最小限に抑えるためには大変重要な行動であることを学び、ちょっとした不安や心配事でも、気軽に相談できる機関や人が周りにたくさんあることを知って欲しいと思います。



授業の流れ（時間）

黒字：G 企業

青字：C 児童

緑字：T 教師

○今日のめあてを知り講師の紹介を聞く

T：今日の学習のめあてを発表し、講師を紹介する。

（例）法律のプロと一緒に消費者トラブルについて考えましょう。

G：「パワーポイント」を使用して、企業紹介・自己紹介をする。

なぜ、消費者トラブルについて勉強するのか伝える。



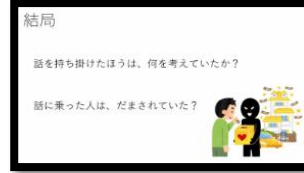
○身近な事例について考える

G：若者が巻き込まれている消費者トラブルの事例を伝え、どうして巻き込まれたのかを考えさせる。

C：考えを発表する。

G：加害者の思惑について生徒に考えさせる。

C：考えを発表する。



○被害にあわないためにはどうすればよいかを考える

C：被害にあわないための対処法や断り方を考える。

T：「契約を成立させない」という視点で考えさせる。

(相手にしない・契約書にサインしない・はっきり断る 等)

G：被害にあわないための方法について解説する。



○被害にあったらどうするかを考える

C：事例をもとに、被害者の心理状態や相談できる機関についてグループで話し合い、発表する。

T：グループの様子を観察し、発表できそうなグループを確認したり、話し合いが進んでいないグループに助言（既習事項を想起・先ほどの内容の確認・自分ならどうするか 等）したりする。

G：その場で契約解除通知書を記入し、クーリング・オフや相談できる人や機関等について解説する。

○クレジットカードについて学ぶ

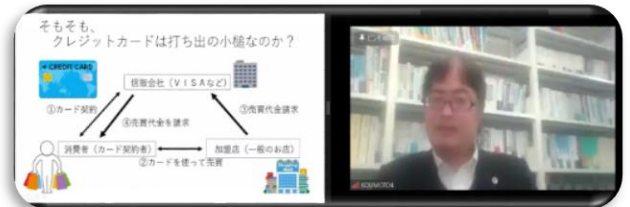
C：クレジットカードについて知っていることやイメージについて発表する。

G：消費者・お店・カード会社の関係を説明する。

C：クレジットカードのメリットとデメリットについて河本弁護士と考える。

(メリット：キャッシュレスで買い物できる。カードが盗難にあった場合、使用停止の届け出をすれば、それ以降の悪用はされない。等)

デメリット：金銭感覚が麻痺する。カード代金の支払日に現金が用意されない恐れがある。買ったものに不備があった場合、カード会社にクレームを言えるとは限らない。等)



○ローンについて学ぶ

C：平均的な初任給から、ローンの返済に回せる金額を考え、発表する。

T：生活していく上で必要な経費を生徒とともに挙げていく(スライド資料参照)。

C：ローンの組み方や危険性(月々の返済可能額やリボ払い)について河本弁護士と考える。

(リボ払いの年利の高さ・具体的な利子の支払額・生活費をどのくらい圧迫するか 等)

G：ローンの組み方、利子(ここではリボ払い)や、ローンの危険性について説明する。

○ネット社会の問題点について考える

G：ネット上でのトラブル事例を伝える。

C：ソーシャルメディアの特徴や利用する上での留意事項について河本弁護士と考え、発表する。

(特徴：発信した内容は、不特定多数に拡散。公開された情報は完全に削除できない。発信者の身元は特定できる。)

留意事項：間違っていたら、誤りを認め、すぐに訂正。発信するときは慎重に。

他人の名誉やプライバシーを侵害していないかよく確認。)



○若者が巻き込まれやすい犯罪について

G：若者が巻き込まれやすい事例を伝える。

C：事例を聞いて、問題点を河本弁護士と考え、発表する。

○質疑応答

C：本時を通して疑問に思ったこと等を質問する。

G：質問に答える。

T：本時のまとめをする。

※ 事例については、これまでの授業と同じとは限らないので、河本弁護士に確認してください。

※ 生徒の指名は担任でお願いいたします。

